

開発製品可能性調査・市場調査事業費助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県（以下、「県」という。）の開発製品可能性調査・市場調査事業費補助金（以下、「補助金」という。）交付要綱（平成29年4月1日施行）に基づき、県内中小企業者の新製品・新技術及びその構想について、市場調査及び事業可能性調査に必要となる費用の一部を公益財団法人福島県産業振興センター（以下、「センター」という。）が助成するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。）第2条第1項に規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者。）をいう。

(助成対象者)

第3条 本事業における助成対象者は福島県内に本社、研究開発拠点、生産拠点等が所在する中小企業者とする。

(対象経費)

第4条 本事業において助成対象となる経費（以下、「対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。ただし、当該年度内において、センターが県から補助金の交付決定を受けた日から2月末日までに支払の事実が認められたもののみ対象とする。

(交付申請)

第5条 本事業の申請をする中小企業者（以下、「申請者」という。）は、開発製品可能性調査・市場調査事業費助成事業助成金交付申請書（様式第1号。以下、「申請書」という。）をセンター理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- 2 申請者は、申請書とともに、事業に係る費用の見積書又は支払額を証明できる書類、その他理事長が必要と認める書類を併せて提出するものとする。
- 3 申請者は、助成金を申請するに当たって、助成対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号。）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号。）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額。）を減額して交付申請をしなければならない。
- 4 申請の対象となる事業は、当該年度内において、センターが県から補助金の交付決定を受けた日以降に開始し、かつ、2月末日までに完了した事業とする。
- 5 申請は、一の年度において一の事業者につき、1回に限るものとする。
- 6 申請を行う場合、センターが行う他の補助制度及び他の公的機関等が行う補助制度と助成の範囲が重複してはならない。
- 7 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号。）に該当する団体及びそれを含

むグループについては、当該助成金を申請することはできない。

(交付決定)

第6条 理事長は、申請があった場合には選定委員会において審査し、助成金交付の可否を決定するものとする。

2 審査の結果は、開発製品可能性調査・市場調査事業費助成事業交付可否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

3 助成金交付の決定をした場合、前項の決定通知書に助成金交付決定額を併せて記載するものとする。

(助成金交付額)

第7条 前条第3項の助成金交付決定額は、対象経費の2分の1以内とし、上限は1企業あたり1,500,000円とする。

(事業の変更又は中止、廃止)

第8条 助成金交付の決定を受け、助成事業を実施する者(以下、「助成事業者」という。)は、助成対象となった事業の実施に当たり交付決定内容と相違が生じる場合は、開発製品可能性調査・市場調査事業費助成事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次の軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 事業の目的に影響しない程度の軽微な内容の変更。

(2) 申請した助成対象経費総額の20%以内の減額。

(状況報告)

第9条 助成事業者は、助成事業の遂行及び支出状況について理事長の請求があったときは、速やかに開発製品可能性調査・市場調査事業費助成事業実施状況報告書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、開発製品可能性調査・市場調査事業費助成事業実績報告書(様式第5号)により、助成対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は助成金交付のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに報告しなければならない。

(助成金の支払)

第11条 理事長は、第10条の報告書並びに併せて提出を受けた助成対象事業に係る費用の支払額を証明できる書類(助成事業に係る請求書及び領収書等)の内容を精査し、交付決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金額を確定し、開発製品可能性調査・市場調査事業費助成事業助成金額交付確定通知書(様式第6号)により当該助成事業者へ通知するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに開発製品可能性調査・市場調査事業費助成事業助成金交付請求書(様式第7号)を理事長に提出するものとする。

3 理事長は、前項の規定による請求が正当であると認められ、当該請求書を受理したときは速やかに、助成金を助成事業者に交付するものとする。

(採択の取消等)

第12条 理事長は、助成事業者が次の各号の一に該当するときは、この補助金の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 所定の期日に事業を遂行しないとき。
- (2) 所定の期日に明らかに事業を遂行することができないと認められるとき。
- (3) 助成事業者が解除を申し出たとき。
- (4) 助成事業者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (5) 次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（事業者の役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 助成事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、理事長が助成事業者に対して当該契約の解除を求め、助成事業者がこれに従わなかったとき。

2 理事長は、前項の取消しをした場合において既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第2項に基づく補助金の返還については、当該命令のなされた日から20日以内とする。

(成果の活用)

第13条 助成事業者は、本事業において得られた成果について、早期の事業化実現のための活動を行うよう努めるものとする。

2 助成事業者は、センターから成果の報告及び発表を求められた場合には、センターの

指示に従いこれに協力しなければならない。ただし、発表することにより、助成事業者が損害を被る場合はこの限りでない。

(守秘義務)

第14条 センターは、本事業の実施により知り得た助成事業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、センターは、助成事業者の名称、所在地、調査名、交付決定金額及び採択件数について公表することができるものとする。

(補足)

第15条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成29年8月10日から施行する。

(別表)

| 助成対象経費の区分 | 内容 |
|-----------|------------------------------|
| 旅費 | 調査に係る職員旅費等 |
| 委託費 | 調査委託、試作品等の製作委託、市場調査に係る出展装飾費等 |
| 通信運搬費 | アンケート・テストマーケティングに係る出展案内送付等 |
| 使用料・賃借料 | テストマーケティング等に係る会場使用料、出展小間料等 |
| 報償費 | 専門家からの情報・意見聴取の謝金、アルバイト代等 |
| 印刷製本費 | アンケート作成、パンフレット作成等 |
| その他の事業費 | その他、理事長が特に必要と認める経費 |